

山梨県立高等学校情報教育推進事業委託業務
「公募型プロポーザル方式」 公告

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和4年6月21日

山梨県教育委員会教育長 手島 俊樹

1. 業務の概要

(1) 業務名

山梨県立高等学校情報教育推進事業委託業務

(2) 業務目的

令和4年度から年次進行で始まる新学習指導要領では、高等学校における「情報 I」において、「プログラミング」や「データベース」の基礎等が必修分野となることから、情報学習教材を導入することによりプログラミング等に対する一定水準の授業提供ができる体制を確保するとともに、教員に対し、専門的な知識や技能習得、教科全体を見据えた指導計画の立案や授業づくり等、生徒に対する教科指導の充実を図っていく。

(3) 業務内容

別に定める「山梨県立高等学校情報教育推進事業業務委託仕様書」による。

(4) 契約期間

契約を締結した日から令和5年3月31日まで

(5) 契約金額上限額

12,913千円（消費税及び地方消費税を含む）。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の上限を示すためのものであることに留意すること。

2. 企画提案の参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き2年以上営業を営んでいない者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）の二に定める競争入札に参加することができる者であること。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

（郵便番号） 〒400-8501

（所在地） 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

（機関名） 山梨県出納局管理課調度担当

（電話番号） （055）223-1395

3. 企画提案実施要領等の交付及び質問

(1) 県ホームページからダウンロードすること。

(2) 企画提案実施要領及び仕様書に関する質問は、企画提案実施要領を参照の上、電子メールにより行うこと。

koukoukyo@pref.yamanashi.lg.jp

4. 企画提案書の提出期限

令和4年7月22日（金）

5. 審査方法

審査は、企画書及び企画提案のプレゼンテーションについて、「山梨県立高等学校情報教育推進事業委託業務に関する企画提案審査委員会」において行う。

6. 企画提案に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨